

平成 27 年 3 月 30 日 告示第 52 号
改正 平成 27 年 10 月 1 日 告示第 141 号

振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における規制基準を次のとおり定める。

平成 27 年 10 月 1 日

羽村市長 並木 心

区域の区分		時間の区分		振動の 大きさ
種別	該当地域			
第 1 種区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域(第 2 種区域に該当する区域を除く。)	昼間	午前 8 時から 午後 7 時まで	60 デシベル
		夜間	午後 7 時から 翌日午前 8 時まで	55 デシベル
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面	昼間	午前 8 時から 午後 8 時まで	65 デシベル
		夜間	午後 8 時から 翌日午前 8 時まで	60 デシベル
ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。				

付 則

この告示は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。